

3月臨時教育委員会会議録

開催年月日	平成27年3月26日(木)
開催時間	午前10時00分
開催場所	本館8階 第2委員会室
出席委員	百瀬 委員長 安藤 委員長職務代理者 木下 委員 御喜田 委員 浦上 委員(教育長)
出席職員	伊藤教育次長兼生涯学習部長・吉岡教育委員会事務局理事・瀧瀬生涯学習部次長兼施設一体型小・中学校整備プロジェクトチーム総括者・松井生涯学習部次長・西崎生涯学習部次長兼教育人事課長・万代学校教育部次長兼学務給食課長・高橋教育政策課長・杉島生涯学習スポーツ課長・南八尾図書館長・湊文化財課長・菊池指導課長・山本教育サポートセンター所長・本鍋田人権教育課長

【百瀬委員長】 それでは、ただいまより3月臨時教育委員会を開催いたします。本日の会議録署名委員に安藤委員を指名いたしますので、よろしくお願いいたします。

{ 議 案 審 議 }

【百瀬委員長】 それでは、早速ですが、議案審議に入らせていただきます。

3月臨時会の議案	
議案第9号	八尾市教育委員会会議規則の全部改正の件
議案第10号	地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係教育委員会規則の整理に関する規則制定の件
議案第11号	八尾市教育委員会事務局事務処理規程の一部改正の件

【百瀬委員長】 議案第9号「八尾市教育委員会会議規則の全部改正の件」、議案第10号「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係教育委員会規則の整理に関する規則制定の件」及び議案第11号「八尾市教育委員会事務局事務処理規程の一部改正の件」について、一括して審議いたします。提案理由を高橋課長より説明願います。

【高橋教育政策課長】 それでは、ただいま議題となりました議案第9号「八尾市教育委員会会議規則の全部改正の件」、議案第10号「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係教育委員会規則の整理に関する規則制定の件」及び議案第11号「八尾市教育委員会事務局事務処理規程の一部改正の件」につきまして、

一括してご説明いたします。

まず、議案第9号につきましてご説明いたします。

本件は、教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第3号の規定に基づき、議決を求めるものでございます。

提案の理由でございますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、八尾市教育委員会会議規則の規定を整備する必要があるため、本案を提出する次第でございます。

それでは、「八尾市教育委員会会議規則 規則案」をご覧ください。

主な改正点でございますが、法改正による新制度の施行に伴い、教育長が教育委員会議の主催者となること。また、職員の出席、会議録の作成、承認、公表については、今般の規則改正に併せて整理を図るものでございます。

具体的な規定の内容については、規則本文の規定のとおり、第1条に趣旨、第2条に教育長及び委員の辞職手続、第3条に委員の議席、第4条から第6条に定例会及び臨時会、第7条から第13条に会議の会期、時間、招集、公開、委員の参集義務、会議の開閉、順序、第14条から第19条に議題の宣告、発言の方法、制限、採決、採決の方法、採決議題及び採決結果の宣告、第20条から第22条に動議の提出、撤回、修正動議の取扱、第23条に否決議案の取扱、第24条から第26条に請願の提出、採決、処理、第27条に職員の出席、第28条に会議の傍聴、第29条から第33条に会議録の作成、署名、記載事項、承認、公表、第34条に施行細則をそれぞれ規定するものでございます。

引き続き、議案第10号につきましてご説明いたします。

提案の理由でございますが、改正法の施行に伴い、関係教育委員会規則の規定を整理する必要があるため、本案を提出する次第でございます。

この規則における文言の整理につきましても、新制度の施行に伴う文言の整理でございます。

それでは、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係教育委員会規則の整理に関する規則 規則案」をご覧ください。

具体的な改正規則につきましては、第1条において八尾市教育委員会傍聴人規則、第2条において教育長に対する事務委任等に関する規則、第3条において八尾市教育委員会事務局事務分掌規則、第4条において八尾市教育委員会公印規則、第5条において八尾市教育委員会事務局及び学校園その他教育機関に勤務する職員の身分の取扱い等に関する規則、第6条において八尾市社会教育委員会会議規則、以上それぞれの規則におきまして一部改正を規定するものでございます。

次に、議案第11号につきましてご説明いたします。

提案の理由でございますが、改正法の施行に伴い、八尾市教育委員会事務局事務処理規程の規定を整理する必要があるため、本案を提出する次第でございます。

それでは、「八尾市教育委員会事務局事務処理規程新旧対照表」をご覧ください。

本規定につきましては、新制度の施行により、教育長の代理者が教育委員のうちから指名される教育長職務代理者となることに伴う、文言の整理でございます。

具体的な改正内容についてであります。第4条、教育次長の職責について、「常に教育長を補佐し、教育長に事故があるときは、その職務を代理する。」を、「教育長を補佐

し、事務局の事務を整理し、所属職員を監督する。」に改めるものでございます。

なお、以上3件の施行期日につきましては、平成27年4月1日ではありますが、改正法附則第2条第1項の場合における経過措置により、現行の教育長の教育委員としての任期中に限っては、なお従前の例によるものとしているところでございます。

以上、甚だ簡単な説明でございますが、提案理由の説明とさせていただきます。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

【百瀬委員長】 ただいま提案理由の説明がございましたが、委員の皆様方から、何かご質疑はございませんでしょうか。

今回の規則改正については、法改正によるものでございますが、先般、3月市議会本会議におきまして、教育長からも新制度についてご答弁をされております。特に、国から指摘された教育委員会制度の課題に対する八尾市の認識、状況について、教育長が答弁されておりましたので、この点についてお聞きしておきたいと思っております。

【浦上教育長】 3月市議会本会議の個人質問では、教育委員会制度改革についてご質問がございました。

今回の法改正は大津市のいじめによる自殺に端を発しておりますが、教育委員会における責任の所在がはっきりしていないこと、委員会自体が形骸化していること、民意が十分に反映できていないこと、緊急時に俊敏に動いていないことが指摘されており、それを改善するため、教育委員会制度改革が行われたところでございます。

ただ、答弁におきましては、八尾市教育委員会はそうではなく、委員長を筆頭に、毎月定例教育委員会、教育委員協議会を開催し、必要であれば臨時会も開催しており、年間に約50の議案を審議しております。それ以外にも、民意をくみ取るため、学校や地域の行事を視察するとともに、今年度は指導主事対象の研修におきまして講演もさせていただいており、出席した指導主事から「非常に意義深く、とても勉強になった。」と聞いております。

このような状況の中において、国が指摘していることは、八尾市には当てはまらないという強い気持ちを持っておりまして、一生懸命取り組んでいると、市議会で答弁しております。

【百瀬委員長】 図書館で取り組んでいる読書通帳についても、国の評価をいただいております。八尾市教育委員会は非常に頑張っておられると評価もいただいております。

それでは、教育長からご報告いただいたことを踏まえて、3つの議案について審議してまいりたいと思っておりますが、委員の皆様方、何かご質疑等はございませんでしょうか。

【御喜田委員】 これまで教育委員会において委員長、委員長職務代理者の選挙を行ってきましたが、法改正によって今後どのように変わるのでしょうか。また、教育委員会議の運営はどのように変わるのでしょうか。

【高橋教育政策課長】 まず、今般の法改正を受けまして、委員長職が廃止されることに

なりますので、委員長、委員長職務代理者の選挙の規定につきましては、会議規則から削除させていただくことになります。

次に、今後の教育委員会議の運営につきましては、新制度になりますと、新教育長が教育委員会の会務を総理することになりますので、新教育長が委員の皆様へ会議の招集を行い、議事に関して必要がある場合は職員を出席させ、当日の会議におきましては会議の開閉、議事進行を行うこととなります。

【御喜田委員】 新制度では、委員長、委員長職務代理者の選挙は行われぬということでしょうか。また、教育長、教育長職務代理者はどのように選ばれるのでしょうか。

【高橋教育政策課長】 今回の法改正によりまして、新制度に移行すると、委員長、委員長職務代理者の選挙はなくなるようになります。

また、新制度になりますと、首長が議会の同意を得て教育長を任命し、新教育長が教育委員の中から教育長職務代理者を指名することになります。

【安藤委員長職務代理者】 例えば、新制度移行後に新教育長をすぐに任命できない場合はどうなるのでしょうか。

【高橋教育政策課長】 すぐに新教育長が任命できない場合につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律附則第5条によりまして、新教育長が任命されるまでの間は、市長が委員の中から教育長職務代理者を指名することになります。

【安藤委員長職務代理者】 改正法は4月1日から施行されますが、旧法の規定により、委員長と教育長が併存する場合について、具体的にご説明いただけますか。

【高橋教育政策課長】 新制度に移行いたしますと、旧制度の委員長職につきましては廃止となりますので併存することはございませんが、現教育長の教育委員としての任期中に限り旧法の規定によりますので、旧体制の委員長と教育長が併存することになります。

【安藤委員長職務代理者】 新制度が始まることによって、首長との連携が強化されると思いますが、今後はどのような連携を考えられていますか。

【高橋教育政策課長】 市長との連携につきましては、新制度におきましては市長が総合教育会議を設置し、教育に関する施策の大綱を定めることとされております。大綱の策定に当たっては、総合教育会議の場を通じ、市長と教育委員会が協議・調整をしながら両者が方向性を共有し、一致して執行に当たることが期待されているものでございます。

総合教育会議につきましては、改正法が施行される平成27年4月1日以降の適切な時期に開催してまいります。大綱の策定をはじめとする事項について協議・調整し、より地域の意思を反映し、教育課題の実情に即した政策が実現されるよう、取り組んでまいり

ます。

このような取組みを行いながら、教育委員会といたしましては政治的中立性の確保、継続性、安定性を確保した中で、教育委員会が本市の学校教育、社会教育等に関する事務を専門的に担当する行政機関であることを基本として、市長部局と連携しながら適切に対応してまいりたいと考えております。

【御喜田委員】 教育委員会議の会議録の公表についてお聞きしますが、これまでは会議録を作成して、八尾市のホームページなどで一般の方に見てもらえるように公開してきました。今後はどのようになるのでしょうか。

【高橋教育政策課長】 教育委員会議の会議録につきましては、八尾市におきましては基本的に会議が行われました翌月の定例教育委員会議におきまして、委員の皆様方にご承認をいただいた後、市役所内の情報公開室におきまして公開するとともに、本市ホームページにおきましても公開してきたところでございます。

今後の会議録の公開につきましては、平成26年7月17日付の文部科学省初等中等教育局長からの通知がございまして、その中で会議の透明化といたしまして、「原則として、会議の議事録を作成し、ホームページ等を活用して公表することが強く求められていること。」と示されておりますので、今回の会議規則の改正におきまして、「会議録は公開する。」旨をはっきり規定させていただいております。

会議録の公開方法につきましては、従前どおり、情報公開室及び市ホームページにおいて公開し、引き続き会議の透明化を図ってまいりたいと考えております。

【浦上教育長】 3月市議会の総務常任委員会で条例改正の議案が審議されましたが、そのことについてご説明いただけますか。

【高橋教育政策課長】 今回の法改正によりまして、平成27年3月市議会定例会に係る条例の改正につきまして、市長部局から提案されております。その提案をされた条例名と改正点をご説明させていただきますと、教育長の給与等に関する条例、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例、執行機関の附属機関に関する条例、八尾市長等の政治倫理の確立と資産等の公開に関する条例の一部改正議案を提出し、総務常任委員会におきまして審議が行われ、昨日の本会議におきまして議決されたところでございます。

その主な改正点でございますが、教育公務員特例法の条項を引用している部分の削除、委員長職の廃止に伴う規定整理、教育長が一般職から特別職に位置づけが変更となることに伴う規定の整理等でございます。

【安藤委員長職務代理者】 先ほども少し触れられた教育長職務代理者については、教育次長などの事務局職員がされるのではなく、教育委員の中から選任されることとなりますが、実際、非常勤の教育委員が教育長の職務を全て代理することができない場合、どうするのでしょうか。

【高橋教育政策課長】 現在の事務分掌規則におきまして、教育長の職務代理につきましては教育次長との位置づけをしておりますが、改正法の施行後は新教育長が非常勤の教育委員の中からその職務を代理する者を指名することになります。

なお、法第25条第4項の規定に基づきまして、教育委員会事務局職員に委任することは可能でありますので、事務の一部を教育次長に委任することが一つの方法であると考えております。

【百瀬委員長】 先ほど公開の件についてご説明がありましたが、例えば、いじめ等が原因となり、重大事象が起こったとき、緊急に会議を招集することになりますが、プライバシーに配慮する必要があると思います。

そのような場合、会議の公開についてはどのように考えていますか。

【高橋教育政策課長】 教育委員会議は原則公開となりますが、プライバシーの配慮は必要と考えておりますので、内容をきちんと精査した上で、公開、非公開について考えてまいります。

【百瀬委員長】 それでは、他にご質疑がないようですので、採決に移らせていただきます。

議案第9号、議案第10号及び議案第11号につき、原案を適当と認めることに異議ございませんか。

【全委員】 異議なし。

【百瀬委員長】 全委員異議なしと認めます。よって、議案第9号、議案第10号及び議案第11号について、いずれも原案を適当と認めることに決しました。

それでは、以上をもちまして、3月臨時教育委員会を終了させていただきます。